

第七回 参議院法務委員会會議録第二十六号

昭和二十五年四月十五日(土曜日)午前
十時四十七分開会

委員の異動

四月十四日委員石原幹市郎君辭任につ
き、その補欠として鈴木安孝君を議長
において指名した。

本日の會議に付した事件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
の件

○更生緊急保護法案(内閣提出)

○保護司法案(内閣提出)

○民事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) これより法務委
員会を開きます。

本日は更生緊急保護法案、保護司法
案、株式の名義書換に関する法律案、
民事訴訟法の一部を改正する法律案、
矯正保護作業の運営及び利用に関する
法律案、国籍法案、国籍法の施行に伴
う戸籍法の一部を改正する等の法律
案、土地台帳法等の一部を改正する法
律案、以上一括して議題に供します。
前会に引続きまして質疑を継続いた
します。

○深川タマエ君 法務総裁に対しまし
て檢察の運営に関する二つの御質問を
申し上げます。

その先ず第一番は、勾留の濫用によ
る人権蹂躪についてでございます。刑
事訴訟法第二百八條第一項によりま
す、「勾留の請求をした日から十日以
内に公訴を提起しないときは、檢察官
は、直ちに被疑者を釈放しなければな

らない」と規定しております。而してそ
の第二項には止むを得ない事由がある
場合に限りまして、更に十日以内の延
長が認められております。即ち檢察官
の勾留期間は原則といたしまして十日
以内、真に止むを得ない場合に
限つて更に十日以内の延長を認めてお
るのでございます。然るに、最近にお
ける檢察官による勾留の実情は、この
第二項を濫用しまして、どんな事件で
も一度勾留すれば二十日間は当然勾留
する権利があるがごとく、取扱われて
おるようでございます。即ち同條に規
定されておる止むを得ない事由がある
ときは、という制限は、全く無視され
ておるようでございます。かくては、第
一項の「檢察官は、直ちに被疑者を釈
放しなければならぬ」という人権擁
護の重大なる規定はあつてなきがごと
くであり、かくては人権上由々しき問
題であると考えます。止むを得ない事
由がないにも拘わらず、勾留期間を更
に十日間平気で延長するがときは、
法律を無視するばかりでなく、これこ
そ勾留の濫用による人権蹂躪であると
断ぜざるを得ないのでございます。御
参考までに一例を挙げて見ます。詳細
に記述した本人の上申書を御参考まで
に提出しておきますから、御覽願いた
いと存じますが、今その要点を申し上げ
ますと、新聞にも出ました通り、あの
例の太陽クラブの事件でございますが、
櫻井肇というものが石野や春日井
というものに担がれまして、社長に祭
り上げられ、本社事務所を提供させ

られるなど、利用せられておりました
が、櫻井を担いだ石野などが社金を勝
手に使用したため、詐欺容疑で取調を
受けたのでございますが、櫻井本人と
しましては、債権者から預かつた金は
一銭も不法領得してないばかりでな
く、逆に数十万円を負担せられると
いう大変な迷惑を蒙つておるのでござ
います。従つて詐欺も横領もないこと
は、会社の帳簿や出金伝票などにより
まして明白であるにも拘わらず、三月
五日逮捕され、検事勾留十日に処せら
れましたが、検事の事実に関する取調
は一回もなく、更に十日間延長せられ
ましたが、その間に検事の取調は全
然なく、九月二十日目に告訴人の代理人
である自由法曹団の今野弁護士が突如
として現われまして、示談に応じな
かつたならば起訴されるかも知れんとい
う庄迫の下に、不本意な示談を強いら
れ、三月二十五日に処分留保のまま釈
放されたという事実がございます。こ
れは初めの勾留そのものが先ず問題で
ございますが、勾留期間中何らの取調
らしい調べるもなく、最初の十日を徒過
し、何ら止むを得ない事由があるとも
思われぬのに拘わらず、更に勾留
期間の延長をいたしておられます。か
ようなことは現在日常茶飯事に行われ
ているように聞いております。旧法時代
におきましては、行政執行法を悪用い
たしまして、検束のむし返しをなし、何
十日、何ヶ月でも警察の留置場に放り
込んでおくという、ひどい人権蹂躪が
行われていたことは、かくれもない公

然の事実でございます。当然のこと
として何人も疑わなかつたところでご
ざいます。今回刑事訴訟法が改正され
まして、再びこのようなことが起らぬ
よう、人権尊重に関する二百八條の規
定ができたわけでございますが、再び
この規定が無視蹂躪されておるよう
でございます。かような法律無視の人権
蹂躪が行われないよう、法務総裁の適
切なる御指示と、御監督をお願いいた
したいというのが、第一の質問の要旨
でございます。

第二番目を簡単にここに申し添えま
す。第二番目の御質問は、檢察官が示
談に關與することは極力避けて頂きた
いということでございます。被疑者を
強権を以て勾留して置いて、示談に応
じなければ起訴になるかも知れんとい
う、重大なる脅威の下に行われるよう
な示談は、公正を欠く場合が多いと存
じます。先程の太陽クラブの事件の例
によりまして、社長の櫻井は自分で
は一銭も着服してないのに、道義上
の責任を感じて、昨年十一月十六日全
債権者の代表者十名との間に、櫻井氏
の所有する家屋、即ち太陽クラブの事
務所に使用していた家屋、時価百万円
以上のものを全部提供する約束をいた
し、如何なる事由に基くとも廢棄せざ
ることを固く約束していたに拘わら
ず、勾留の切れる最後の日に、山梨檢
事のところに突如現われた自由法曹団
の今野弁護士との間に、前の示談を全
然無視して告訴をした一部債権者だけ
との間に再び示談を強要されておしま
す。これは告訴をしなかつた者に対し
ては非常に不公平であり、本人も前の
示談が無視せられたこと、及び全員と
の示談でなく、一部告訴人だけとの間
の示談につき、甚だ不満を持つてお
り、客觀的に見ても誠に不合理と思わ
れます。檢察官における示談 特に勾
留されている者、勾留されている被疑
者との示談は、事実上強制的なもの
となり、その内容も無理を生ずる場合が
多く、且つ檢察官を利用して示談を強
要する場合もありますので、余程慎重
にして頂くよう、檢察官に御注意願
いたのであります。以上二つの御質問
に対しまして、法務総裁の御所見をお
伺いたします。

○國務大臣(福田俊吉君) お話のよう
な事実につきましては、私は実はまだ
報告を持つておらんのであります。が、
先ずその第一の逮捕とか勾留とかい
うようなことは、人身に對しまする最も
大きな制限でありますから、これは
その運用につきまして最も慎重に取扱
わなければならぬことは申すまでもな
いのであります。お話のごとく
ば、誠にこれは不都合なことであると
考えているのであります。十分これら
の点につきましては今後とも注意をい
たしまして、苟くも濫用に亘るような
ことのないように気をつけたいと思
ております。具体的な問題につきまし
ては事務局もおりますから、もつ
と或いは詳しいお答えができるかも知
れません、お聞き取りをお願いいたし
ます。又後の示談の問題であります

るけれども、檢察官と申しますものは、証拠と情状を十分に調べまして、起訴事件を起訴するか、不起訴にするかというのを決定するのが職分でありますから、示談に關與するということとは、これは最も避くべきことであると思ひます。但し場合によりまして、示談ができれば起訴を猶予してやれるというような場合はなきにしもあらずでありますけれども、かような場合でありましては、最も示談を強制するといふような疑いを受けるようなことは、最も慎むべきことであらうと考えております。これらの点につきまして、よく今後いろいろな事件について問題が起り得るでありまして、さういふ過ちがないように十分注意をいたしたいと思ひます。又今お話の事件につきましては、よく取調べまして間違ひのないようにいたしたいと、こう考えております。

○政府委員(高橋一朗君) 勾留権の濫用を避けなければならぬということ、は、もう申すまでもないことでございまして。只今お尋ねの刑事訴訟法第二百八條の第二項によりまして、十日間の勾留期間を更に十日まで延ばすことができるわけでありまして、その点がどのように實際に運用されておりますかを見ますと、只今手許にありますが資料はちよつと古いのでありますけれども、昨年の七月の末に檢察官の手許に未済として勾留されておつた被疑者の数が、全國で七千三十一名でございまして、その中で十日以内のものが六千三百三十五名、十日以上二十日以内のものが六百九十六名あつたのであります。大体九割は十日以内、二十日以内十日以上になりましたのは一割程度でございます。その後も大体こういういつた運用状況になつておると考えますので、第二項はそれ程一般的に申しますと、濫用されてゐるというふうにはいえないのではないかと、さういふに考へておるのであります。

それから第二の示談の点につきましては、總裁が先程答弁いたされました通りであります。尚補足いたしますと、この証拠關係なんかを十分に調べ切らないで、果して犯罪になるかどうか分らないといふような段階で、これは犯罪になつて、起訴されるかも知れないといふようなことで示談を勧めますことは、これが最もよくないことであるといふように考へております。それであるといふときには絶対に示談なんかに関與するなといふことは勿論であります。さういふことを勧告することもこれは避くべき問題であるといふふうに考へます。ただ非常に明白な事件でありまして、非常に起訴になるか、不起訴になるか、境目である。示談ができればこの際勸告してやることのできるというやうな場合に、急いでそれを起訴しますといふことは、却つて本人のためにもならない場合がございまして、さういふ場合にはさういふことを決めて、若干の日時を猶予するといふやうなこともあるわけでありまして、さういふやうな場合におきまして、示談の内容に立ち入るとか、或いは強制的にそれをやらせるといつたやうなことは、お話のやうに無理が行くことがあり得ると考へますので、十分さういふ点は注意いたしたいといふふうに考へております。それから例にお尋ねになりました事件の關係でございしますが、私もこれは

昨日止申書を拜見いたしました。尙主任檢察に聞いて見た程度でございしますが、事件はいわゆるとり混み詐欺といふやうな種類の事件でございまして、捜査には相当な暇のかかる複雑な事件であります。これについて二十日間の勾留を受けておるのであります。その間に檢察の取調べは二、三回ありました。本人の方としては甚だ待ち遠しく思つたことのように思ひます。ただこの種の事件は、本人だけを調べてゐるわけには行きませんで、勾留と同時に中野警察署の方に指揮いたしまして、被害者その他の關係人なんかをどん／＼調べさしておつたのであります。實際に記録を持つて私のところにも主任檢察が参つたのでありますけれども、一日置き、二日置きといふふうに追送記録が参つております。さういふやうなもので、或いは証拠に取りました帳簿などといつたやうなものを点検いたしまして、捜査しておつたのであります。決して無意味に勾留しておつたといふわけではないやうであります。

それからこの示談の点であります。が、この示談につきましては、主任檢察はこの事件が明らかに欺詐罪に該当するといふふうに考へて、且つ証拠もはつきりありましたので、社長の櫻井と申す人と副社長の石野という人と、その二人と、それから告訴人側との間の示談ができるのを待つておつたやうであります。それは勾留して待つておつたといふのではなくして、その過程において示談ができれば、処分の方も相当考へてよいといふふうに考へておつたやうであります。この会社に対しては債権のあります債権者、この中で告訴しておりますのは全部でございませぬけれども、示談は債権者全員を代表してやるといふやうな事になつてゐるやうであります。ただ本件はもう少し手際よく調べることができなかつたか、特に社長の櫻井という人と、副社長の石野との間に仲間割れができておりました。事件が甚だ複雑なものになつておりますのでありますから、逮捕の時期でありますとか、それから仮に逮捕してからの捜査にしまして、もつと手際よく調べることができるとのじやなかつたかといふやうな問題は残つてゐます。実情を聞いて見ますと、東京の地方檢察庁が大変今事務などが幅濫しております。主任檢察はまだ若い人でありまして、主任檢察の事件を調べらる、毎日三十人ぐらゐの人数を調べておつたやうであります。別の事件がありまして……。さういふやうなところにもいろいろ事務上の無理があつたと思ひます。その手際の点を余り責めることはできない。結局檢察庁の組織といふものをだん／＼に整理いたしまして、全体としてさういふ不満をできるだけなくするといふふうに持つて参りたいといふやうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 何か……。

○政府委員(齋藤三郎君) 前回鬼丸委員から、保護司法案の第四條にございまして欠格條項の第三号の、「日本國憲法の施行の日以後において日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」という條項がございまして、さういふ規定をなぜ置いたのか、又かようなものを設けるものと認定するのは誰がやるのかという御質問がございました。答弁を留保いたしましたのでこの際申上げて置きます。

申上げるまでもなく、國民の總意の下でございまして日本國憲法、及びそれに基づいてできております政府を非法行為は許されない行為だと存じます。殊に國民の信託によつて國政に當る公務員がさういふことをすることは許されないと存するのであります。保護司法案によりまして保護司法は、國家公務員法の適用はない。併しながら、法令により公務に従事する一種特別職のやうな公務員であると存じますので、かような一種の公務員がさういふ政黨又は団体を結成し、又は加入することを望ましくないといふふうに考へまして、かような規定を考へた次第でございまして、尙、その認定といふことにつきましては、かように該當いたしました。第十二條にございまして、さういふに、委員長がこれを解雇するといふことになるのでございまして、結局この法律の運用の範圍においてこれを認定する者は中央委員会の委員長であるかと存するのであります。勿論かような非常にむづかしい認定問題でございまして、解雇に當りましては、当該保護司法に解雇の理由を説明し、且つ十分の弁明を聴くようにいたし、万全を期するやうに考へて規定してございまして。

○委員長(伊藤修君) 何か鬼丸さんのそのときの御質問の趣旨を伺つておりますと、破壊することを主張する政黨、さういふものはあり得ないやないか。形式的においては皆正しい主

義、政策、綱領を全部掲げておつて、
そういうようなことの主義、綱領を掲
げる政策というものはおよそ想像でき
ないのじやないか。そのようなものが
あるか。そういうものは今後もあり得
ないか。それは実質面を指す
のか、それは形式面のみを掲げておる
のかという趣旨の御質問になつ
たように思いますが、その点を……

○政府委員(齋藤三郎君) 主張する
政策が勿論現在はないもの、私は考え
ます。ただ主張するということは必ず
しも政策綱領に掲げるといふことだけ
ではなくして、実際の行動その他、全
般の活動全体から見て認定されるの
で、将来全然ないといふことはないの
ではないかと、かように考えます。

○委員長(伊藤修君) ではその綱領に
なくともその活動においてそういう実
質的のものが現れて参るならば、そう
いふものはこの通りといふことになる
わけですね。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今の御意
見の通りに考えます。

○政府委員(伊藤修君) 宮城さん何か
この保護司法案に……

○宮城タマヨ君 齋藤局長が見えてお
りますから、ちよつとお伺いいたしま
すが、現在この今度保護司法となりま
したのでございますが、その保護司法の中
で全国を通じて、女の保護司法と男
の保護司法との割合がお分りになつてお
りましようか。大体でよろしゅうござ
います。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今数字を
持つておりませんが、成人、大
人のお世話を願います現在の保護委
員さんには少ないと存じます。併し少
年の方を担当して頂いておられます保

護委員さんには相当あるようござい
ます。名古屋におきましては、女の保
護委員さんだけの会があるといふこと
も聞いておりまして、確たる数字は現
在持ち合せておりませんが、これは直
ぐ調べると分りますので、又調べまし
て申上げたいと存じます。

○宮城タマヨ君 大体どのくらいの割
合に女の人を入れようといふような御
案はございませんでございませうか。
○政府委員(齋藤三郎君) 現在何割を
こゝういふ御婦人にお願ひするといふこ
とまでは考えておりませんが、少年関
係については相当入つて頂いて結構だ
らう。又その方が望ましいといふふう
に考えております。つい先日長野の保
護委員の常務委員の会合がございまし
てそれに参りましたが、三十名ぐらい
の常務委員の方がお集りのときに、一
割、四名ぐらいいらつしやいました。

○政府委員(齋藤三郎君) 御意見の通
りに考えておりました、さように努力
いたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 更生保護事業と
いふものは、自由事業にしておるのだ
すか、免許主義を取つておるのだす
か。どちらが今一体基本的な概念で
か。

○政府委員(齋藤三郎君) 更生緊急保
護法によります更生保護会は、第五條
におきまして、認可を得て初めて本
法の適用を受ける。そうしてそれは委託
された場合に費用を国費で出す。か
うに構成いたしております。

○委員長(伊藤修君) 認可のないもの
はこの更生保護事業と言わないのです
ね。
○政府委員(齋藤三郎君) 認可のない
ものは本法にいう更生保護事業ではな
い。そうして第九條の三項で、認可を

うございませうけれども、男の保護司の
方が第一番におつしやることは、どう
しても手当が少くないとか、旅費をどう
も少し予算に組んで呉れないかといつた
ようなことが口の先に出ますことを伺
ひまして、まあそれも無理のないこ
とで、私もつと予算を増して頂い
て十分な旅費を差上げて、できるなら
ば十分な手当も欲しいと願ひます
けれども、でも、ただそれだけのこと
を伺ひまして、やつぱり御婦人の方
が非常にこの事業に熱心だといふこと
には間違いないと思つております。そ
れでございませうから、人がございま
すならばできるだけ御婦人の方を沢山、
そうして半分ぐらいは御婦人を以てと
いうくらいな意気込で当局にやつて頂
きたいといふことをお願い申上げて置
きます。

○政府委員(齋藤三郎君) 御意見の通
りに考えておりました、さように努力
いたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 更生保護事業と
いふものは、自由事業にしておるのだ
すか、免許主義を取つておるのだす
か。どちらが今一体基本的な概念で
か。

○政府委員(齋藤三郎君) 更生緊急保
護法によります更生保護会は、第五條
におきまして、認可を得て初めて本
法の適用を受ける。そうしてそれは委託
された場合に費用を国費で出す。か
うに構成いたしております。

○委員長(伊藤修君) 認可のないもの
はこの更生保護事業と言わないのです
ね。
○政府委員(齋藤三郎君) 認可のない
ものは本法にいう更生保護事業ではな
い。そうして第九條の三項で、認可を

受けないで更生保護事業を営むもの
が、その事業に関して営利を圖つたり
若しくは対象者の処分について不当の
行為をしたときは、中央委員会がその
ものに対して、その営んでおる更生保
護事業を営むことを制限し、又は停止
を命ずることが出来る。そうしてその
制限をしたり停止を命じまして、それ
の言うことを背かんで更にその事業を
続けた。結局その制限か停止の命令に
違反したといふ場合に初めて罰則が
かかるように規定してございませう。

○委員長(伊藤修君) その不当の概念
は。
○政府委員(齋藤三郎君) 結局無免許
でやることだけでは、別に罰則その他
のこととはございませんで、認可なし
でやつて、実質的に不当の行為があつた
ときに始めて制限、停止を命ずる。

○委員長(伊藤修君) その不当という
概念は……
○政府委員(齋藤三郎君) これは営利
を圖り、或いは不当の処遇といふこと
でございまして、結局常識で判断する
といふことになるかと思ひますが、た
だ問題が問題でございまして、この
更生保護審議会というものにかけまし
て、その意見を聴いてまあ慎重を期し
て不当であるかどうかといふことを決
める。こゝういふ構想でございませう。

○委員長(伊藤修君) その種のものに
罰則を以て臨むといふことはどうです
かね。
○政府委員(齋藤三郎君) 認可なしで
やつたからといつても、この行為自
体は非常にいいことでありますから、
勿論罰則をつけることは不当かと思
ひますが、こゝういふ美名の下でやると
いふことは望ましくないといふような考

え方で現行の司法保護事業法におい
ても同様に規定いたしております。その
考えを踏襲いたしたといひますか、や
はりその考えがよからうといふ考え方
で、認可なしでやるだけではないに、認
可をして更に実質的に不当の行為をし
たといふ場合に制限、停止の命令をか
ける。その違反の場合に初めて罰則を
かけるといふのがむしろ当然のこと
ではないかと、かように考えておりま
す。

○委員長(伊藤修君) 十一條の建前か
らいつてその不当のことが入るのだ
が、ただ不当なことがあつたら制限を
する、その制限に従わないといふこと
だけでこの罰則が成立するのじやない
のですか。あなたの御説明のように不
当のことがあつてこの条件になるの
ですか。この処罰の条件になるのだ
かね。

○政府委員(齋藤三郎君) 第九條第三
項に規定する制限命令に違反したこ
とでございませうから、制限命令に違反
すれば直ちに罰則の適用を受けるわけ
でありますから、結果的には結局不当
の行為がなければ制限を停止しない
しませんが、御説明申上げたのは少
し行過ぎたように申上げたように思
ひますが、お説の通りであります。

○委員長(伊藤修君) 将来はこゝうい
ふ認可のないこの種事業団体というの
のできることを望むのですか。そう
いふものは黙認して行くといふこと
で、御方針は。又そういうものに對
するところの何らかの手当規定を置く
といふお考えもありませんか。

○政府委員(池田浩三君) これは、こ
ういふ仕事の実情実態を申上げま
すと、よく分つて参ると思ひますが、こ

いう仕事は初めから、この法律に保護
会といつたようながつもりした組織を
作つてから始めようといふのは、これ
は準備の非常な整つた場合でございま
して、多くの事例を見ますと、篤志家
が、或いは集団が、或いは外の社会事
業がその一部門として二、三人の人の
面倒を見ている。そして段々やつて
行つて非常に巧く行くようになったら、
これを保護組織に一つ組もうといふ
段階にあるわけです。この法律はそ
ういつた更生保護組織が沢山できて来
る、そして健全に発達して行くとい
うことをこの法律全体が望んでおりま
すが、今申しましたような段階のもの
を、これを認可を受けていないから、
そういう仕事はいけませんと、こう言
つて止めてしまふと、結局将来
は立派なものに育つて行く更生保護会
の芽を摘んでしまふといふことにな
りますので、健全な芽はやはりこれを
黙認といふような形になる。法律の上
はとにかくこういう状態を許されると
いう形を置いてそれを育てて行こう。
併しその芽が健全な、結局不当な行
為とか、営利を図るといつたような事
実がございしますと、そういうたような
不健全な要素が出て来たときには摘み
取ろうといふような考え方から、こう
いう段階を設けたわけでございします。

○委員長(伊藤修君) 現在法人でやつ
ておるものは相当あるのですか。法人
でない、いわゆる個人でやつておるも
ので法務庁で分つておるもの、お分り
になつたらお聴かせ願ひたい。

○政府委員(齋藤三郎君) 実際に動い
ておると認められます団体は百七十七
ございします。そのうち社団法人が
五でございします。それから財団法人が

九十三、組合が四十九、個人経営が二
十九という形になつております。財団
法人が一番過半数を占めております。

○委員長(伊藤修君) 個人経営は割合
少ない……。

○政府委員(池田浩三君) そうでござ
います。

○委員長(伊藤修君) この予算はどの
ぐらいお組みになつておりますか。

○政府委員(池田浩三君) 更生緊急保
護法関係につきましては、団体の補助
金、これが九百二十四万円、それから
委託費千四百一十二万二千ございま
す。

○委員長(伊藤修君) この外にこの厚生保護会関係の監
督事務に要します役所の費用も、人件
費、設備費、調度費、文具など若干
ございまして、その合計は約二千六百
万、これぐらいな予算でございします。

○委員長(伊藤修君) 二年六百万のう
ちで実際に被保護者の方に賄われる、
使われるといふものはどのくらいにな
りますか。

○政府委員(池田浩三君) 委託費千四
百万。

○委員長(伊藤修君) それだけです
か。

○政府委員(池田浩三君) それと補助
金の九百二十四万円。

○委員長(伊藤修君) 二千万円ばかり
ですね。僅かなものですね。

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○政府委員(池田浩三君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

○委員長(伊藤修君) このうち委
託の方はこれで足りないもので、まあこ
の條文の費用支給の十二條の一項の関
係のうちの費用のところを……

まして、一応事務費の形を取つており
ますので、又実績を見まして次の手立
てをしよう、という心組みでございま
す。

○委員長(伊藤修君) この法案による
と、厚生保護を受ける期間は身体は拘
束を解かれて後六ヶ月以内となつてい
るのですが、委託を受けて本人を收容
した地方公共団体又は更生保護会は六
ヶ月を経過した後は尚保護を必要と認
めるときでもこれを退去せしめなけれ
ばならない。又犯罪者予防更生法の第
四十條によつて收容した場合の期間は
どうですか、そういう場合は。

○政府委員(齋藤三郎君) 昭和二十三
年度の統計で太古いのでございします
が、その一年間に收容して解除した人
の数が四千六百何十人という数になつ
ております。その統計によりまして、
その八四％は六ヶ月未満ということに
なつております。それから六ヶ月とい
う期間を過ぎましたのは、この國家の
保護といふのは、まあ一様に行かなく
ればいけない、それで満期釈放とか起
訴猶予という者は、罪を犯したにせ
よ、満期の場合は責任を全部果したの
である。それから起訴猶予の場合は検
事の嫌疑だけであるから、かような人
を犯罪者としていつまで遇するといふ
のは面白くない。それで一番保護の必
要があり、それから又再犯の率を調べ
まして六ヶ月未満というものが非常に
多うございします。それで大体六ヶ月程
度は刑事政策的な面も加味して一つ法
律で保護しよう、それ以上は生活保護
法で一般の人と同じように保護をして
行こう、こういうような考えでいたし
たのであります。それで只今御指摘の
六ヶ月以上になつた場合に退去させる

かといふことでございしますが、これは
本人がどうしても行くところがない、
是非置いて呉れといふものを、これは
更生保護事業を営む社会事業家が恐ら
く追出すことはなからう。併し建前で
はそれが國家が更生緊急保護法によつ
てはもう保護しない、金はやらない、
生活保護法の方で一つ金を貰つて、こ
の法律外に任意的にまあ一つ置かれる
という場合があるのではないかと、こ
うに考へております。別にこちらか
ら退去させなければならぬといふこと
とは毛頭考へておりません。

○委員長(伊藤修君) そうすると改め
てそれから又收容するといふことはい
かないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) それは厚生
省とのいろいろな話をし、六ヶ月程
度は保護法で、身体拘束解除後、六ヶ
月はそういう刑事政策的な面をこち
らで重く見てやる。それ以上は生活保
護法で一つ一般の人と同じように國家
が保護する、こういう建前で厚生省と
話合もされて、そういうような事情で
ございします。更生保護事業家が六
ヶ月経つたら出ろといふことは毛頭な
いと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 犯罪者予防更生
法第四十條によつて收容した場合の期
間。

○政府委員(齋藤三郎君) これは仮釈
放期間中は、本来ならば刑務所に入つ
ておらなければならぬ期間でござい
ますから、残刑期間は十分行届いた保
護監督をやるといふわけでございま
す。これはもう残刑と仮釈放の期間
中は、いつでも必要に応じて更生保護
会に頼むものであります。

○委員長(伊藤修君) そうすると六ヶ
月という制限はないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) ございませ
ん。

○委員長(伊藤修君) ないのですね。

○政府委員(齋藤三郎君) はあ。

○政府委員(齋藤三郎君) これは法文の趣
旨から出ておりますか。

○政府委員(齋藤三郎君) これは犯罪
者予防更生法から出ております。

○委員長(伊藤修君) これは、犯罪者
予防更生法の話が出ましたが、この第
四十條の應急の救護との違いはどうい
う点にあるのですか。犯罪者予防更生
法の第四十條の應急の救護といふこと
と本法との差ですね。

○政府委員(齋藤三郎君) 我々は殆ん
ど同じである、別段変りはない、その
場合において宿舎がない者に宿舎だけ
を與えしめる場合がございしますし、全
然収入がないという場合は、國費で衣
食住全部を保護してやるという場合も
ございします。或いは病氣の場合は医
者の治療を受けさせる、或いは困へ
る人があつて、旅費がないという場合
には旅費をやる、内容は殆んど変らな
いと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 殊に本法の場合
は犯罪者予防更生法第四十條に入る内
容は殆んど変りはないと、こういうこ
とですか。

○政府委員(齋藤三郎君) そうでござ
います。

○委員長(伊藤修君) 厚生保護事業審
議会は本法の第十一條第十一項の規定
によると、中央委員会の委員長の諮問
機関のごとく解せられるのですが、併
し同條の第三項及び第十五條の規定に
よると法務總裁の諮問機関のごとくも

月という制限はないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) ございませ
ん。

○委員長(伊藤修君) ないのですね。

○政府委員(齋藤三郎君) はあ。

○政府委員(齋藤三郎君) これは法文の趣
旨から出ておりますか。

○政府委員(齋藤三郎君) これは犯罪
者予防更生法から出ております。

○委員長(伊藤修君) これは、犯罪者
予防更生法の話が出ましたが、この第
四十條の應急の救護との違いはどうい
う点にあるのですか。犯罪者予防更生
法の第四十條の應急の救護といふこと
と本法との差ですね。

解せられるのですが、性格というかど
ちらが一体諮問機関であるのかそのこ
とをはつきりしておいて頂きたい。

○政府委員(齋藤三郎君) 十一條の中
央委員会の委員長の諮問に依りて云々
と書いてございしますが、これは厚生保
護事業審議会の主たる性格が、主たる
目的が、中央委員会の委員長の諮問機
関ということございまして、付け足
りとして法務総裁が場合によつて
そういうお尋ねのようなこともあると
考えております。

○委員(伊藤修君) 法務総裁からも
できるわけですね、その諮問機関は。
○政府委員(齋藤三郎君) できる場合
があるわけでありませう。

○委員(伊藤修君) 直接にですね。
○政府委員(齋藤三郎君) そうです。
○委員(伊藤修君) その諮問機関の
性格とか、組織とか、委員の構成とか
いうものはどういふふうにお考えにな
つておられますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 廣く関係の
ある各方面の権威者の御意見を伺うと
いうつもりでございまして、現在中央
委員会で試み的にいろいろ研究いたし
ております案によりましますと、会長が
中央委員会委員長、中央委員会の委員
一名、事務局長、それから法務総裁、
官房長、行政長官、厚生省社会局長、
労働省職業安定局長、国家警察本部次
長、更生保護事業の民間代表並びに民
間学識経験者、この民間学識経験者
の中には弁護士会の代表をお願いした
い、さような考えであります。

○委員(伊藤修君) 何名くらいです
か。
○政府委員(齋藤三郎君) 全部で十五
名でございませう。十五名中七名が役所

で八名が民間です。
○委員(伊藤修君) 民間の中に弁護
士が三人入るわけですね、三名見てい
るのですか、一名ですか。

○政府委員(齋藤三郎君) そこまでは
聞いておりませんです。

○委員(伊藤修君) 東京は三名見な
いというところさういふですね。これは先
日お尋ねになつたかもしれないが、従
来の保護司というものと一遍切り換え
るわけですか。

○政府委員(齋藤三郎君) その通りで
ございませう。経過規定が置いてござい
ませんので、この法律施行と同時に、
旧来の司法保護は一遍自然解嘱になり
ます。そうしてすぐに委嘱しなければ
ならん、かように考えております。

○委員(伊藤修君) 新しい法律に基
く司法保護委員の選考委員会にかけ
て、それによつて決定するわけでは
ないか。

○政府委員(齋藤三郎君) そうでござ
いませう。
○宮城タマヨ君 この保護司法案でこ
ざいませうが、欠格條項の第四條の第
二項の「禁、以上の刑に処せられた
者」とございませうが、従来は何犯かあ
つたような人が更生して罪を犯さずにこ
の仕事をしようという者も、中
に、少数ではございませうけれどもあつ
たように思ひますけれども、この條項
が変つたところ、何かに困るよう
な点がございませうでしょうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 「禁、以上
の刑に処せられた者」と書いてござい
ますが、解釈をいたしまして従来の解
嘱令で復権になつた者は当然禁錮以上
の刑に処せられたという事実もなくな
る。そういう法律上の事実もなくなつ

ておると考えてございまして、ここに復
権せられた者といふことを入れればは
つきりするものでございませうが、さよう
な規定を入れますと、従来の法律の
適用が解かれて復権した人は全部駄目
だという反対解釈も起る虞れもござい
ますので、復権になつた人は当然この
欠格條項には当嵌まらない、かように
解釈いたしてございませう。

○宮城タマヨ君 分りました。
○岡部常君 更生緊急保護法案第十條
の「地方公共団体」といふのはどうい
うことを予想しておるのでございま
すか、大体決まつておりますか、又厚生
省などの了解は得ておられるのでし
ょうか、それについて……

○政府委員(池田浩三君) この十條に
「地方公共団体は、更生保護事業を営
むことができる。」というふうな
建前を一つあるだけのことでござい
まして、現在のところまだどの都府
県、どの市にこれをやつて行こうと
いうようなところまでは具体化してお
りません。実はこの問題は、これは地
方公共団体が自治法によります自治
権の一つの作用として、こういつた仕
事も当然していいことだらうと思つて
ございませうが、実際には財政の余裕
の面やいろいろと地方公共団体の側
の費用がございませうので、この法律では
地方公共団体はこういうものをやらな
ければいけないといふた命令的なもの
は規定しないので、その当該都府県な
り、市町村なりでこういう仕事に非常
に理解のある人が多くなつて、そうし
て地方財政にも裕りができたときに、
これは是非一つやろうといふた空気が
できましたならば、そういうところに
は届出制だけで簡単にこういう仕事を

やつて頂ける建前を踏んでおるわけ
であります。こういう含みだけのことな
のでございませう。

○岡部常君 それでは自然に発生する
のを待ちになるような考えでござい
ますけれども、或いは又更に、何か新
しいそういう目的に適合団体のできる
ことを、何か助成するとかいふような
お考えはお持ちになりませんか。

○政府委員(池田浩三君) 只今の御質
問の問題につきましては、この法律と
いたしましては、地方公共団体でこ
ういふ事業をやつて頂くことを希望し
ておるといふ建前をとつております。一
つの勸奨そういうことをやりいよう
に仕向けるといふた一つの方法として
は、十二條の一項の委託を、こうい
う制度をとつております。この法律に
よりますと、三條によりまして更生保
護は一応国の責任でやるのだとしてお
りますけれども、更生保護の内容によ
つては、言い換へますと、これは收容
を伴なう更生保護の場合でございま
すが、そういう場合には国が直接やろ
うと思つても、現在国立の更生保護施
設といふものを持ちませんので、将来
或いはできて来るかも知れませんが、
現在持つておられませんので、そういつ
た場合にはこれを委託するといふ制度
を三條に設けておりますが、その委託
先を地方公共団体と、更生保護会とに
限つておる。で、さういふ委託先に現
実にケースを委託いたしました場合に
は、十二條の一項によりましてその費
用を国で支弁する、こういう建前をと
つて費用がとにかくその事業を営むた
めに、地方公共団体へ必要なだけ流
れて行く、こういう建前をとつていま
してございませう。

○委員(伊藤修君) この施行期日は
勿論四月一日からとなつております
が、公布の日からというのでよろしい
のですか。政府の御意見なり一つ伺
いたい。

○政府委員(齋藤三郎君) さうでござ
いませう。

○委員(伊藤修君) 別に両案に對す
る御質問ありませんか。どうぞ、
よろしくございませうか……。それでは
有難うございませう。

○委員(伊藤修君) 民事訴訟事件の
上告の事情をお述べ願ひたいと存じま
す。

○説明員(間根小郷君) 訴訟事件の全
般的な最高裁判所におきまする概況を
申上げますと、大体これは最高裁判所
のみならず、全般のことから一応申上
げた方がお分り易いと思ひますので
申上げますと、大體昭和十四年、戦前
におきまする全国の民事訴訟事件が約
八十万件近くでございませう。それが
戦時中になりまして、三十万件に激減
しております。それが又終戦後平和時
代になりまして、六七十万件に更に殖
えつつあるという情勢でありまして、
これが又最高裁判所におきますと、事
件が従つて殖えつつあるといふこと
になります。それで最高裁判所の事件と
いたしましては、民刑併せまして大体
四千五百件、昨年度一年におきます審
理の総件数が四千五百件、そのうち刑
事が四千件、民事が約五百件ございま
した。そのうち既裁の分が約三千七百
五十件、一ヶ月に平均いたしまして三
百件既裁となつております。これは判
事が十五人しかおりませんものが、一
箇月三百件以上を処理するといふこと

は、非常に繁雑なわけでございます。身、身体の方にも影響があるくらいでございます。そして内訳を申し上げますと、大体刑事が三千五百件、民事が二百五十件、これは一年の既裁件数でございます。そういたしまして、未裁事件はどのようになりますかと申しますと、約千九百件でございます。これは昨年末の未裁事件でございます。そういたしまして、刑事の方が千五百件、民事の方が大体四百件近くでございます。刑事の方は古い刑事訴訟法時代の事件が大部分でございます。減りつつあるという情勢でございます。民事の方はどうなりますかと申しますと、先程申し上げました戦後の民事事件の増加の趨勢と照し合しまして、段々減えつつありまして、今後は恐らく民事と刑事が逆の立場になるのではないかと申すことが予想されるわけでございます。従つてどうしても民事の上告事件というものがこれから殖えるというのを考えますと、何とか民事の上告事件の調整をしないで、方法が何とか早急に講ぜられなければ、最高裁判所の事件が負担過重になりまして、国民の権利保護が全うされないというところになるかと思つてでございます。大体民事の事件の概況は以上の通りでございます。

○委員長(伊藤修君) 最高裁判所の裁判官の司法行政事務に対する御職務の実際をお述べ願つておきたいと思つております。

○説明員(関根小郷君) 最高裁判所におきます司法行政の事情を申し上げますと、先般こちらの委員会から御調査がございまして、書面で御回答をして

ございますと思ひますが、それを簡単に要約して申し上げますと、現在最高裁判所の司法行政事務は簡単に申し上げますと、ルールを制定する仕事と、それから一般の司法行政権これは人事、経理、裁判所の仕事をすることにつきまして、裁判所の仕事をすることにつきまして、裁判所の司法行政権、この二通りございまして、それをどういふことで賄つて行くかと申しますと、裁判官會議で合議体で決定するわけでございます。それで合議体で決定いたしますが、その下に事務総局というような行政機構、ピラミッド型の組織体でございます。ここに事務総長、各局長、課長以下相当な機構を持つております。そしてピラミッド型の組織体でございます。申上げました司法行政事務の準備をいたしまして、準備がでますと、それを裁判官會議に提案いたします。裁判官會議で決定するわけでございます。この裁判官會議を経ていたします仕事は相当多いのではないかと申す御疑問があるかと思ひますけれども、これは實際を申し上げますと、一週間に一度しか裁判官會議は開かれないうのが原則でございます。随時その外に要求のある場合には開ける、大体におきまして一週間に一度、而もその開かれまして一日の中にも裁判官會議を開かれております時間を申しまして、平均三時間前後にしか開かないわけでございます。結局一般の方々がお考えになつておりますよりは、司法行政事務に費す時間というのは極く少ないわけでございます。その他は先程申上げました、いわゆる訴訟事件の処理に忙殺されておるわけでございます。

います。従つて裁判所の訴訟事件の処理と申しますと、結局合議と判決を書くこと、この二つの事務で殆んど最高裁判所裁判官の大部分の仕事はそれに費されておるわけでございます。それで司法行政事務につきましても、或いは忙しい場合には、これを特に裁判官のうちの或る少数の方に委任するという方法も取られておまして、例えば人事の問題などにつきまして、特に人事委員を設けて、そのために幾分はその方々、委員になられた方々が時間を使うということがございますが、大体のところは、事務総局で案を作りまして、それを採用するかどうかというだけの決定をするということでございます。

○委員長(伊藤修君) 何か他の法案について御質問ありませんか。では本日はこれを以て散会することにいたします。

午後零時二分散会
出席者は左の通り。

委員	理事	委員	委員
伊藤 修君	鬼丸 義齋君	岡部 常君	宮城タマヨ君
鈴木 安孝君	深川タマエ君	松村眞一郎君	植田 俊吉君
高橋 一郎君			

政府委員
法務総裁
検事(検務局長)

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、武蔵野市東京地方裁判所、東京家庭裁判所同支部設置の請願(第一八七〇号)
一、商法中一部改正に関する陳情(第三二七号)
一、外国人政治活動禁止法制定に関する陳情(第三三二号)

第一八七〇号 昭和二十五年三月三十一日受理
武蔵野市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所同支部設置の請願
請願者 東京都武蔵野市長 荒井源吉
紹介議員 黒川 武雄君
武蔵野市を中心とするその周辺一帯は、新興都市として発展したため、人口は急激に増加し、諸種の官公庁が集中整備されている。しかるに同地方における裁判所の位置は、八王子が三多摩の中心都市であつた時代の配置であつて、その後一変した同地方の情勢により、現在の地方裁判所八王子支部の位置は、同地方住民に多大の不便を與えているから、武蔵野市に東京地方裁判所支部および東京家庭裁判所支部を設置せられたいとの請願。

第三二七号 昭和二十五年四月一日受理
商法中一部改正に関する陳情
陳情者 京都市中京区島丸通夷川上ル京都商工會議所 会頭 中野種一郎
現在国会に提出審議中の商法一部改正案は、昨年九月発表の同案要綱に比し、いづれも合理的となつたが、株主の権利の強化制限規定の新設その他の点に幾分行き過ぎの点が見られるから、(一)定款作製に當つての記載事項、(二)創立總會および株主總會の特別決議、(三)株主議決制限禁止條項の削除等必要條項の改正を圖られたいとの陳情。

第三三二号 昭和二十五年四月一日受理
外国人政治活動禁止法制定に関する陳情
陳情者 東京都港区海岸通り二ノ六 橋口良秋
終戦後悪質朝鮮人の犯罪が全国各地に発生しているが、彼等は戦争中日本人に虐待されたと誤信しているため、その犯罪は暴虐を極め、一部においては治安の攪乱を目的として行はるものさへあり、その処理に要する費用はばく大な額に上つてゐる。しかるにわが国の食糧事情は、輸入によつて最低配給量を維持してゐるのであるから、平和文化國家建設に逆行するような悪質外国人は本國に送還するとともに、外国人の政治活動を禁止する法律を制定せられたいとの陳情。